

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# タイ王国

## 食品表示

1. 以下の保健省告示を廃止する。 .....	1
2. 本告示において、以下の通り定義する .....	1
3. 容器入り食品 (PREPACKAGED FOODS) は、以下の食品を除いてラベルを表示しなければならない。 .....	1
4. 販売用に製造もしくは輸入された、又は販売用の包装済み食品のラベルは、タイ語で表示しなければならない。ラベルには、食品医薬品局が適用除外を認めた場合を除き、少なくとも以下の詳細を記述しなければならない。 .....	2
5. 輸出向けに製造された食品のラベルは、いかなる言語を用いて表示してもよいが、最低限以下を明記しなければならない。 .....	4
6. 以下の食品のラベルは、使用する前に、認可取得を目的として食品医薬品局に提出しなければならない。 .....	4
7. 食品索引番号 (FOOD SERIAL NUMBERS) の表示は、食品医薬品局の規則における規定に準拠しなければならない。 .....	4
8. 食品ラベルは容器や食品容器の包装の目立つ位置に貼付、添付、又は表示しなければならず、又、食品の容器又は包装の面積に比例したラベルサイズを用いて明白に視認可能でなければならない。 .....	4

9. 食品は、直接的または間接的に、当該食品と記述・絵・写真・考案された記号・記号・商標との間に、他の食品を推奨しているという誤解を生じさせるように製造されてはならない。 ..... 4
10. いかなる言語で表示を行った場合でも、記述、絵、写真、記号、銘柄商標、或いは登録商標は、以下に従って表示しなければならない。 ..... 4
11. 食品中の物質又はその他の構成物に関するラベルの強調表示 (CLAIM) は、 ..... 5
12. 商標を表示するラベルは、銘柄又は商標に伴って、「銘柄 (BRAND)」又は「商標 (TRADEMARK)」又は「登録商標 (REGISTERED TRADEMARK)」という語も明記することによって、明白に視認可能かつ容易に判読可能なようにしなければならない。又、文字サイズはラベル面積に比例したサイズとし、上記第 10 条に準拠しなければならない。 ..... 5
13. 第 4 条第(1)項に基づいた食品名の表示は、第 10 条に準拠しなければならないと共に、以下の名称のいずれかでなければならない。 ..... 5
14. ラベルの記述は明確かつ読みやすく表示するものとする。文字サイズはラベルの面積に比例し、以下のいずれかに準拠するものとする。 ..... 6
15. ラベル背景色の表示とラベル上の記述の色は、記述を明白に判読可能なように明示することが可能な、対照的な色でなければならない。ただし、場合に応じて、文字サイズ、色、表示位置、及び書体が規定された以下の記述を除くものとする。 ..... 6
16. 本通知の前に食品のラベルが作成されている食品の製造者又は輸入者は、同ラベルの使用を延長することができるが、本通知が施行されて 2 年以内にこの通知に従うものとする。 ..... 6
17. この通知は、政府公報に掲載された日の翌日から 180 日後に発効する。 ..... 6

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

国産食品及び輸入食品は食品表示が必要である。輸入食品においては、タイの表示を必要に応じて入国前に、販売前には全ての食品に対して貼付する必要がある。入国前に表示が行われない場合は、保健省 食品医薬品局(FDA)による製品の差し押さえにつながる可能性がある。食品医薬品局(FDA)は「特定管理食品(Specifically-controlled food)」に対しては事前承認された表示のみを要求する。他の食品に対しては、食品製造業者又は食品輸入業者は、2014年12月3日に施行された、全ての包装済み食品に対する食品表示の新しい法律である、包装済み食品の食品表示に関する保健省告示第367号 B.E. 2557(2014)、及びその修正告示第383号 B.E. 2560(2017)及び第401号 B.E. 2562(2019)に準拠した製品表示を作成する責任を負う。

『タイ王国憲法第33条、第41条、第43条及び第45条と共に第29条は、その食品法の規定を認めている。食品法 B.E. 2522(1979年)第5条の前段、及び第6条第(10)項において国民の権利及び自由の制限に関連する規定に基づき、保健省大臣は、以下の通り告示する。』

包装済み食品の表示(Labeling of Pre-packaged Food)

包装済み食品の表示に関する保健省告示第367号 B.E. 2557(2014年)

(修正告示第383号 B.E. 2560(2017年)(第2号)及び同修正告示第401号 B.E. 2562(2019年)(第3号)を含む)

## 1. 以下の保健省告示を廃止する。

- (1) 2000年9月19日付表示に関する保健省告示第194号 B.E. 2543(2000年)
- (2) 2002年5月30日付表示に関する(第2号)保健省告示第252号 B.E. 2545(2002年)
- (3) 2012年4月17日付表示に関する(第3号)保健省告示第343号 B.E. 2555(2012年)

## 2. 本告示において、以下の通り定義する

「**容器入り食品(Prepackaged Foods)**」とは、販売用に容器に収納された食品を指す。

「**有効期限(Expiry Date)**」とは、規定保存条件に従った食品の品質の有効期限の終了を示した日付を指し、かかる指定日以降は上記食品を販売できない。

「**賞味期限(Consume before date)**」とは、規定保存条件に従った当該食品がまだ良好な状態にある期間の終了を示した日付を指し、かかる指定日以降は上記食品を販売できない。

「**再包装(Repacking)**」とは、これまでの容器から食品を取り出し、より小型の容器に再包装することを指し、かかる食品の製造、混合、調味を含まない。

「**アレルゲン(Allergen)**」とは、その物質が通常の人間の体内に侵入した際には害を及ぼさないにもかかわらず、かかる物質にアレルギーを持つ特定の人々にのみ害を及ぼす、体内に侵入した際に異常反応を引き起こす原因物質を指し、過敏症を引き起こす原因物質も含むものとする。

## 3. 容器入り食品(Prepackaged Foods)は、以下の食品を除いてラベルを表示しなければならない。

- (1) 製造業者が、どのようにして食品が製造されたかに関する情報を、その時点で消費者に提供可能である場合。例えば販売業者によって販売された食品など。
- (2) 加工を経ていない生鮮食品、またはサイズを縮小するために皮の除去、内臓除去、詰め物、もしくは他の方法を用いて加工され、冷蔵を施した、または施していない生鮮食品であり、かかる生鮮食品の状態を誰もが目にできるように透明容器に収納されたもの。ただし、そのまま販売可能な(ready-to-sell)容器における加工食品の製造方法、製造機器、及び保管に関する保健省告示(Notification of Ministry of Public Health Governing Method of Manufacture, Manufacturing Tools, and Storage of Processed Foods in Ready-to-Sell Containers)に基づい

た、そのまま販売可能な容器に収納された加工食品は含まないものとする。

- (3) 食料品店、飲食店、ホテル、学校、教育機関、病院、他の同様の施設内での提供(同食品の仕入れ業者に対する当該食品の配送業務も含む)に向けて、正規に製造及び販売される、容器に収納された食品。

(1)、(2)、(3)に基づいた食品は、食品索引番号が適用済みである場合には、本告示に準拠しなければならない。

ラベル表示を具体的に規定する保健省告示が発令された容器入り食品は、同告示に準拠する以外にも、本告示にも準拠しなければならない。

4. 販売用に製造もしくは輸入された、又は販売用の包装済み食品のラベルは、タイ語で表示しなければならない。ラベルには、食品医薬品局が適用除外を認めた場合を除き、少なくとも以下の詳細を記述しなければならない。

(1) 食品の名称

(2) 食品のシリアルナンバー

(3) 場合に応じて、製造業者、再包装業者、輸入業者、又は本社の名称及び住所

(3.1) タイで製造された食品のラベルは、製造業者もしくは再包装業者の名前及び住所、又は製造業者もしくは再包装業者の本社の名称及び住所を、以下の情報とともに表示しなければならない。

(3.1.1) 製造業者の場合には「製造業者(Manufacturer)」、又は「～により製造(Manufactured by)」という記述

(3.1.2) 包装業者の場合には「包装業者(Packer)」、又は「～により包装(Packed by)」という記述

(3.1.3) 製造業者又は包装業者の本社の住所を表示する場合は、「本社(Head office)」という記述

(3.2) 輸入食品のラベルは、「輸入業者(Importer)」、又は「～により輸入(Imported by)」という記述とともに輸入業者の名称及び住所、ならびに製造業者の名称及び国名を表示しなければならない。

(4) 食品の量はメートル法で表示すること

(4.1) 固形食品の場合には、正味重量を表示すること。

(4.2) 液状食品の場合には、正味容量を表示すること。

(4.3) 半固形食品については、正味重量又は正味容量のいずれかを表示できる。保健省告示により固形物重量の表示が義務づけられている食品については、かかる固形物重量を表示しなければならない。

(5) 成分は、以下の場合を除き、推定重量パーセントで降順に表示するものとする。

(5.1) ラベルの全面積が 35 cm<sup>2</sup> 未満の食品。しかしこの場合は、製品のパッケージのラベルに主要な成分を表示しなければならない。

(5.2) 食品添加物または香料を除く成分が 1 つだけの食品。

(5.3) 消費の前に希釈または溶解の必要がある乾燥食品、粉末状食品、又は濃縮食品のラベルは、主成分を推定パーセントで表示するか、希釈又は溶解時の成分をラベルに示された方法で表示することができる。又は両方表示することもできる。

(6) 当該成分が食品成分として用いられている場合、「食品アレルギー情報:.....を含む(Information for food allergy: contains.....)」、製造過程で混入の可能性がある場合、「食品アレルギー情報:.....を含む可能性がある(information for food allergy: may contain.....)」(空白箇所にはアレルゲンまたは過敏性物質の区分や種類を記載)と表示する。「食品アレルギー情報(Information for food allergy)」の表示が適用されない場合は、代わりに「.....を含む(contains.....)」、又は「.....を含む可能性がある(may contain)」と枠内に表示することができる。この記述は枠内に表示する必要があり、文字の色は枠の背景と対照的な色で、枠の境界の色はラベルの背景と対照的な色で表示すること。

更に、文字のサイズは 14(3)に準拠し、成分を表示するための文字よりも小さくならないこと。表示場所は、成分一覧の下部とする。

第 1 段落で述べた、アレルギー又は過敏症を引き起こす物質である食品の区分又は種類は、以下のものを含む：

- (6.1) グルテンを含む穀物(例：小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、スペルト小麦、又はこれらの穀物の交雑株)及びこれらを使用した製品で、以下を除くもの
  - (a) 小麦由来のグルコースシロップ又はデキストロース
  - (b) 小麦由来のマルトデキストリン
  - (c) 大麦由来のグルコースシロップ
  - (d) 穀物の蒸留によって製造されたアルコール
- (6.2) 甲殻類及び甲殻類製品(例：カニ、エビ、シャコ、ロブスター)
- (6.3) 卵及び卵製品
- (6.4) 魚及び魚製品で、魚ゼラチンがビタミンまたはカロテノイドの担体として用いられる場合を
- (6.5) ピーナッツ及びピーナッツ製品
- (6.6) 大豆及び大豆製品で、以下のものを除く
  - (a) 精製過程を経た大豆由来の油脂
  - (b) 大豆由来の混合トコフェロール(INS306)、D-α-トコフェロール、DL-α-トコフェロール、D-α-酢酸トコフェロール、DL-α-酢酸トコフェロール、D-α-トコフェリル酸コハク酸塩
  - (c) 大豆油由来の植物ステロール又は植物ステロールエステル
  - (d) 大豆由来の植物油のステロールから製造される植物スタノールエステル
- (6.7) ラクトールを除くラクトースを含む乳及び乳製品
- (6.8) アーモンド、クルミ、ペカンなどのナッツ類及びナッツ製品
- (6.9) 10 mg/kg 以上の亜硫酸塩

但し、第(6)項は、未加工牛乳や焼きピーナッツのように、食物アレルギー又は過敏症を引き起こす物質が主成分であり、食品の名称が当該アレルギー又は過敏症を引き起こす物質を明示している場合は含まない。

- (7) 食品添加物の具体的名称又は国際番号システム(INS)の番号とともに機能分類名を表示すること。添加物が使用された原材料又はその他の成分を使用した結果、有意な量又はその食品において技術的機能を果たすのに十分な量が食品中に持ち込まれた場合(carry over)は、必要に応じて以下の記載も表示しなければならない。
  - (7.1) 具体的名称又は INS 番号とその後に記載した、「天然着色料(natural color)」又は「合成着色料(synthetic color)」の表示(当てはまる場合)
  - (7.2) 風味増強材及び甘味料の場合は、具体的名称とその後に機能分類名の表示。  
保存料、風味増強材、甘味料及び着色料以外の食品添加物の場合は、具体的名称又は INS 番号とともに、機能分類名の代わりに「食品添加物(food additive)」という単語を用いること。
- (8) 該当する場合、「天然イミテーション臭添加(natural imitation odor added)」、「人工香料添加(artificial flavor added)」、「天然香料添加(natural flavor added)」、又は「天然イミテーション香料添加(natural imitation flavor added)」の表示。
- (9) 保存期間が 90 日未満の食品の場合は「日・月・年」を表示。保存期間が 90 日を超える食品の場合は「賞味期限(should consume by)」又は「有効期限(expiration date)」の記述とともに「月・年」を表示。

第(1)項で規定した記述の表示に加え、特定の食品に関する保健省告示に従い、「製造(manufacture)」又は「有効期限(expire)」の表示が必要な場合がある。

「日・月・年」又は「月・年」の表示は、「日、月、年」又は「月、年」の順番で表示すること。しかし、「月」は数字又はアルファベットのいずれかで表示できる。表示が前段落の規定に従っていない場合、表示形式を説明する分かりやすい記述が必要となる。

- (10) 警告表示(もし有れば)
- (11) 保存方法の説明(もし有れば)
- (12) 調理方法の説明(もし有れば)
- (13) 乳児、幼児、その他特定のグループ向けの食品の場合、使用方法の説明及びその他必要な情報
- (14) 本告示の付属書に規定された追加の表示

(15) 保健省告示により規定された食品に必要な表示

消費者、再包装業者、食品製造者、又は販売者に対して直接販売されない食品には、少なくとも第 4 条第(1)、(2)、(3)、(4)及び(9)項に規定した詳細を表示すること。この情報は英語で記載してもよいが、その場合、製品マニュアル又は販売書類のいずれかに、明確かつ読みやすい形で、第 4 条の規定通り完全な詳細を常にタイ語で記載しなければならない。加えて「食品加工の原材料としてのみ使用すること」という記述、又はこれと同様の記述をラベルに表示するものとする。自社の食品に使用する食品を製造又は輸入する製造業者又は輸入業者、又は第 4 条第(5)項に基づく情報を提供する契約のもとで食品加工業者に販売する食品を製造又は輸入する製造業者又は輸入業者は、ラベル、製品マニュアル、又は販売書類上に成分を推定重量パーセントで表示する第 4 条第(5)項の規則の適用を除外されるものとする。製造業者、輸入業者、又は流通業者は有効期限切れの食品を販売してはならない。

5. 輸出向けに製造された食品のラベルは、いかなる言語を用いて表示してもよいが、最低限以下を明記しなければならない。

(1) 製造国

(2) 食品索引番号 (food serial numbers)、又は食品製造所番号、又は製造所の名称及び所在地のうちのいずれか。

6. 以下の食品のラベルは、使用する前に、認可取得を目的として食品医薬品局に提出しなければならない。

(1) 特定管理食品 (controlled foods)

(2) 大臣が規定した他の食品

7. 食品索引番号 (food serial numbers) の表示は、食品医薬品局の規則における規定に準拠しなければならない。

8. 食品ラベルは容器や食品容器の包装の目立つ位置に貼付、添付、又は表示しなければならないが、又、食品の容器又は包装の面積に比例したラベルサイズを用いて明白に視認可能でなければならない。

9. 食品は、直接的または間接的に、当該食品と記述・絵・写真・考案された記号・記号・商標との間に、他の食品を推奨しているという誤解を生じさせるように製造されてはならない。

10. いかなる言語で表示を行った場合でも、記述、絵、写真、記号、銘柄商標、或い

は登録商標は、以下に従って表示しなければならない。

- (1) 不当に誤解を招くような虚偽的又は欺瞞的なものであったり、原材料面で誤解を招いたりしてはならない。
- (2) 食品名、食品成分、食品の比率、食品量の表示について、虚偽的又は欺瞞的、及び誤解を招くような当該食品の利点を表示したりしてはならない。
- (3) 実際には食品中にその物質が含有されていない場合、又は食品中に含有されていたとしても有効性を示さない可能性がある量でのみ含有される場合には、記述、名称、絵、写真、記号、商標によって食品中に当該物質が含まれているという誤解を招いてはならない。
- (4) 誇張的又は虚偽的又は大袈裟又は欺瞞的な、及び消費者の誤解を不当に招く、利点、品質、有効性を伝える記述の文言と同義のものであってはならない。
- (5) タイの文化及び優れた道徳性に反するような、又はタイ語の価値を損なう傾向があるものであってはならない。
- (6) 社会、文化、士気、伝統、又は性別、言語及び暴力に関する行動に対して直接的及び間接的の両方で、対立、不調和又は悪影響を促進又は引き起こしてはならない。

11. 食品中の物質又はその他の構成物に関するラベルの強調表示 (claim) は、

- (1) 保健省告示が当該物質の使用を禁止した食品、元来当該物質を含まない食品、又は製造工程において当該物質が生成されない食品に適用してはならない。
- (2) 保健省告示により食品への使用が禁止されている物質であってはならない。
- (3) 製品に関して誤解を与えるような情報を提供してはならない。  
但し、(1)の規定は、特定の保健省告示によって規制されている栄養強調表示 (nutritional claim) には適用しないものとする。

12. 商標を表示するラベルは、銘柄又は商標に伴って、「銘柄 (brand)」又は「商標 (trademark)」又は「登録商標 (registered trademark)」という語も明記することによって、明白に視認可能かつ容易に判読可能なようにしなければならない。又、文字サイズはラベル面積に比例したサイズとし、上記第 10 条に準拠しなければならない。

13. 第 4 条第(1)項に基づいた食品名の表示は、第 10 条に準拠しなければならないと共に、以下の名称のいずれかでなければならない。

- (1) 食品の具体的名称、一般的名称、当該食品を通常呼ぶ際に用いる名称
- (2) 食品の区分又は種類を示した名称
- (3) 商品名。商品名を用いる場合には、食品名に伴って食品の区分又は種類を示した記述を表示しなければならないが、その際にはそれらを商品名と同じ行に表示してもよい。商品名には異なった文字サイズを用いてもよいが、明白に判読可能でなければならない。

その由来も含めて、食品の特定の特性に関して消費者の誤解を招く可能性がある食品名を用いる場合には、包装に用いた物質、又は製造工程、又は食品の性質及び物理的状态、又は植物や動物の一部、又は当該食品の由来。

14. ラベルの記述は明確かつ読みやすく表示するものとする。文字サイズはラベルの面積に比例し、以下のいずれかに準拠するものとする。

- (1) 第4条第(1)項に基づいた記述の表示は、文字の高さが2 mm以上で、明確かつ読みやすく、ラベルの面積に比例し、容易かつ明確に見える場所に配置するものとし、記述の形式は横方向に連続的に並べるものとする。面積が35 cm<sup>2</sup>未満のラベルは、文字の高さを1 mm以上とする。
- (2) 第4条第(2)項に基づいた記述の表示は、食品医薬品局の規則に規定された高さの文字で表示すること。
- (3) 第4条第(4)、(5)、(6)、及び(9)項に基づいた記述の表示は、以下の高さの文字で表示するものとする。
  - (3.1) 面積が100 cm<sup>2</sup>以下のラベルの場合は1mm以上。ラベルの総面積が35 cm<sup>2</sup>未満の食品は、本規則の適用を除外され、代わりに包装上に成分の記述を表示できる。
  - (3.2) ラベルの面積が100 cm<sup>2</sup>を超える場合は1.5 mm以上。
- (4) 販売促進における栄養に関する記述、WHOが推奨する値を含む栄養比較表、製造方法、栄養表示、GDA表示、栄養強調表示、栄養値で特定の保健省告示に規定された食品の販売促進の対象顧客集団を明らかにしているものに関しては、文字のサイズを1 mm以上とする。
- (5) 第4条第(1)、(4)、及び(9)項に基づいた記述は、明確に見える場所に表示すること。第4条第(9)項に基づく記述が、1段落の規定に準拠しない下部又は他の場所に表示される場合は、賞味期限(best before)または有効期限(expiry date)の日・月・年、賞味期限(best before)又は有効期限(expiry date)の月・年の確認場所を明確に示す記述をラベルに表示しなければならない。又、製造、有効期限、又は賞味期限の日・月・年又は月・年を表示してもよい。

15. ラベル背景色の表示とラベル上の記述の色は、記述を明白に判読可能なように明示することが可能な、対照的な色でなければならない。ただし、場合に応じて、文字サイズ、色、表示位置、及び書体が規定された以下の記述を除くものとする。

- (1) 食品索引番号(food serial numbers)は、食品医薬品局の規則における規定に準拠しなければならない。
- (2) 第4条第(14)及び(15)項に基づいた記述表示。

16. 本通知の前に食品のラベルが作成されている食品の製造者又は輸入者は、同ラベルの使用を延長することができるが、本通知が施行されて2年以内にこの通知に従うものとする。

17. この通知は、政府公報に掲載された日の翌日から180日後に発効する。